

平成 27 年度 一関市新製品・新技術開発事業費補助金 募集要項

一関市では、事業者等が研究機関等と共同又は委託により実施する新製品及び新技術開発事業の経費を補助する「一関市新製品・新技術開発事業費補助金」の対象事業を募集します。

本補助金の交付を希望される方は、以下の内容をご理解いただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

1. 制度の目的

事業者等の新製品及び新技術の開発を促進し、地域産業の活性化を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

事業者等：市内に事業所を有する個人若しくは法人又はそれらの団体とします。

3. 補助対象事業

事業者等が研究機関等と共同又は委託により新製品及び新技術の開発事業を行うものとします。

共同又は委託による研究・開発の対象となる研究機関等は以下のとおりです。

- ア 大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校
- イ 公設試験研究機関及び独立行政法人の試験研究機関
- ウ 公益財団法人岩手県南技術研究センター

(※ 公設試験研究機関とは、国、地方公共団体によって設立された研究機関)

上記以外の研究機関や自社のみ、企業同士のみ共同研究は対象となりません。また、試験や分析のみの依頼も対象となりません。

4. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費は、共同研究又は委託研究で研究機関等に支払う経費（原材料・部品等、機械装置・器具費、技術導入費、外注加工費、旅費・受講料等、事務費、その他経費）とします。ただし、補助金交付決定日前に支払ったものは補助の対象となりません。

補助額は、補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額で50万円を限度とします。

5. 補助事業の実施期間

補助金交付決定通知日から平成28年3月25日(金)までに共同研究又は委託研究が終了するものとします。なお、終了とは、事業に要する費用の支払いを終え、事業実績書、収支精算書を一関市に提出し、補助事業の完了検査を終えることをいいます。

6. 補助事業の採択

補助事業の採択は、応募期間中に申込があったものの中から、審査を経て決定し、通知します。

※必要に応じ内容の説明をお願いすることがあります。

※提出いただいた書類等は、返却いたしませんのでご了承ください。また、書類等については、審査に使用するものであり、申請者の承諾なしに公開することはありません。

7. 採択件数

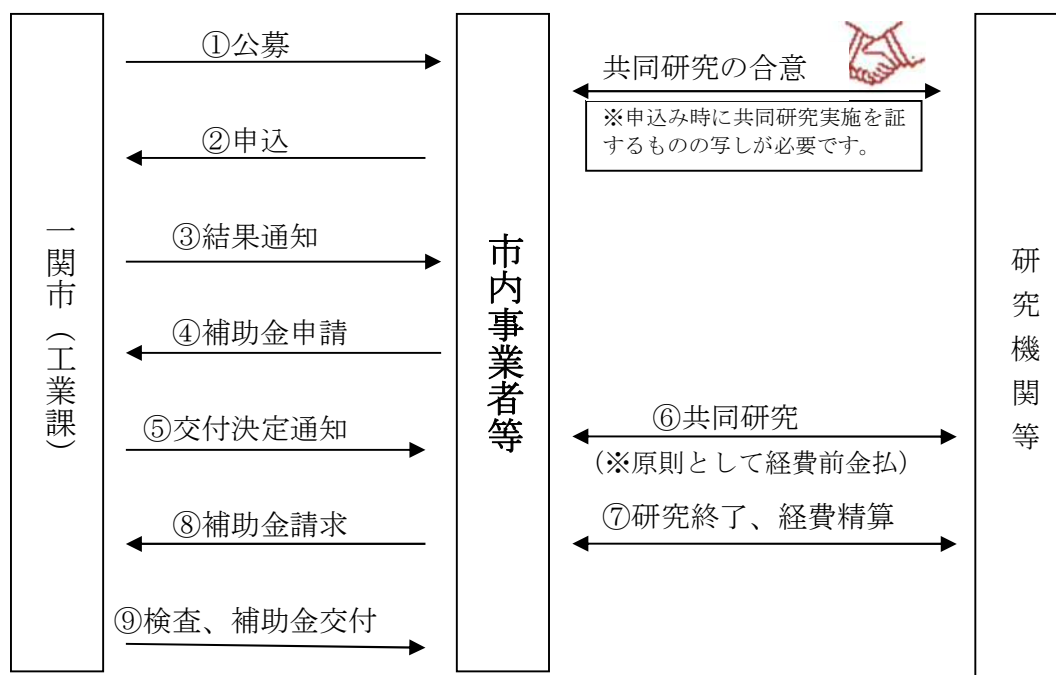
採択件数は、2件を予定しています。

8. 調査

補助事業の実施期間中、進捗状況等の調査を行うことがあります。

また、事業完了後の状況や成果等について調査を行う予定としていますので協力をお願いします。

9. 事業の流れ



10. 応募について

- (1) 応募期間 平成 27 年 5 月 11 日（月）から平成 27 年 6 月 30 日（火）まで
※期間内に応募がない場合は、随時募集とする予定です。
- (2) 提出書類 ・ 申込書（様式 1）
 ・ 事業者等の概要（様式 2）
 ・ 新製品・新技術開発の概要（様式 3）
 ・ 収支予算書（様式 4）
 ・ 市内に事業所を有することを証明する書類
 ・ 研究機関等と共同研究を実施することを証するものの写し
 ・ 事業者等のパンフレット、研究のパンフレット、製品等の資料、研究開発の概
 要が分かる資料 等
 ・ その他必要と認める書類
- (3) 提出先 一関市 商工労働部 工業課

11. 応募に当たっての留意事項

実施する研究・開発のテーマが、応募時点で他の競争的外部資金（補助金、委託研究費等）などによる助成の対象となっている場合、本補助金に応募できません。

【お問合せ先】

一関市商工労働部工業課工業振興係

〒 021-8501 岩手県一関市竹山町 7 番 2 号

電話 0191-21-8451 FAX 0191-31-3037

E-Mail kogyo@city.ichinoseki.iwate.jp

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kogyo/index.html>